

上山市男女共同参画・性の多様性
理解増進に関する計画

令和7年2月

上山市

はじめに

本市では、平成20年3月に「上山市男女共同参画計画」を、平成29年4月に「第2次上山市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し施策を推進してまいりました。また、令和6年4月には、本計画の上位計画である「第8次上山市振興計画」を策定し、基本施策に「多様性社会」を掲げ、男女共同参画の推進に加えて多様性社会の推進を位置づけております。



令和6年7月に実施した「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査」では、前回調査と比較して全体的な男女共同参画への意識は向上しておりますが、社会全体で男女が平等であると思う人の割合は依然として低い状況にあります。また、性の多様性への理解についても、理解が進んでいると思う人は全体の約半数と、未だ十分とは言えない状況にあります。

また、我が国においては、配偶者からの暴力や生活の困窮など、困難な課題を抱える女性をめぐる問題が浮き彫りとなり、令和6年4月に「困難な課題を抱える女性への支援に関する法律」を施行し、女性への支援を強化するほか、長い時間をかけて人びとの心に形成されてきた性に対する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、平等に対する意識を阻害しています。

このような現状を踏まえ、この度、令和7年度を初年度とする8年間の計画「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画」を策定いたしました。

総合的かつ計画的に施策を展開することにより、市民一人ひとりが互いを尊重し多様性を認め合う社会の実現を目指すとともに、計画に掲げる「一人ひとりがいきいきと活躍できるまち かみのやま」の基本理念に向かってさらなる取組を進めてまいります。

施策の実施にあたりましては、市民の皆様、事業者、市民団体、教育に携わる方々などと連携しながら進めていくことが重要でありますので、今後とも、皆様のなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました方々に深く感謝申し上げます。

令和7年2月

上山市長 山本幸靖

《 目 次 》

第1章 総論

1 策定の趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	2

第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 体系図	4

第3章 計画の内容

1 基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり	5
2 基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	9
3 基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	18

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理	26
2 目指すべき方向性（目標値）	26
3 計画の推進体制と計画の周知	26

資料編

1 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査概要	
2 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定組織図	
3 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会委員	
4 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定委員	
5 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定経過	
6 用語解説（五十音順）	
7 関係法令	
（1）男女共同参画社会基本法	
（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
（5）性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	
（6）山形県男女共同参画推進条例	

第1章 総論

1 策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。同法の制定を受け、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されています。

また、令和5年6月23日には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定されました。これは、全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することが求められています。

本市では、平成20年3月に「上山市男女共同参画計画」を策定、平成29年4月には「第2次上山市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいた様々な施策の推進に取り組んできました。しかしながら、固定的な性別役割分担意識をはじめ、男性と女性の格差は依然として存在しており、とりわけ、女性であることによる困難さは大きな課題として残っています。

令和6年4月に策定された本計画の上位計画である「第8次上山市振興計画」では、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。これは、性別や年齢にかかわらず、お互いの人権を尊重し多様性を認め合うことで、誰もが生きづらさを感じることなく生活できる環境と、一人ひとりがそれぞれの個性を十分に発揮できる社会のことを指します。このような性の多様性については、年々人々の認知等は進んでいるものの、未だ差別や偏見などの問題があります。

こうした現状を踏まえ、誰もが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合える社会の実現を目指すため、「第2次上山市男女共同参画計画」における取組の振り返りを行うとともに、男女共同参画・性の多様性に関する市民への意識調査を通じ、実態やニーズを把握したうえで、「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画」を策定しました。本市の課題や今後取り組むべき施策の方向性を明確化し、男女共同参画・多様性社会の実現を目指していきます。

2 計画期間

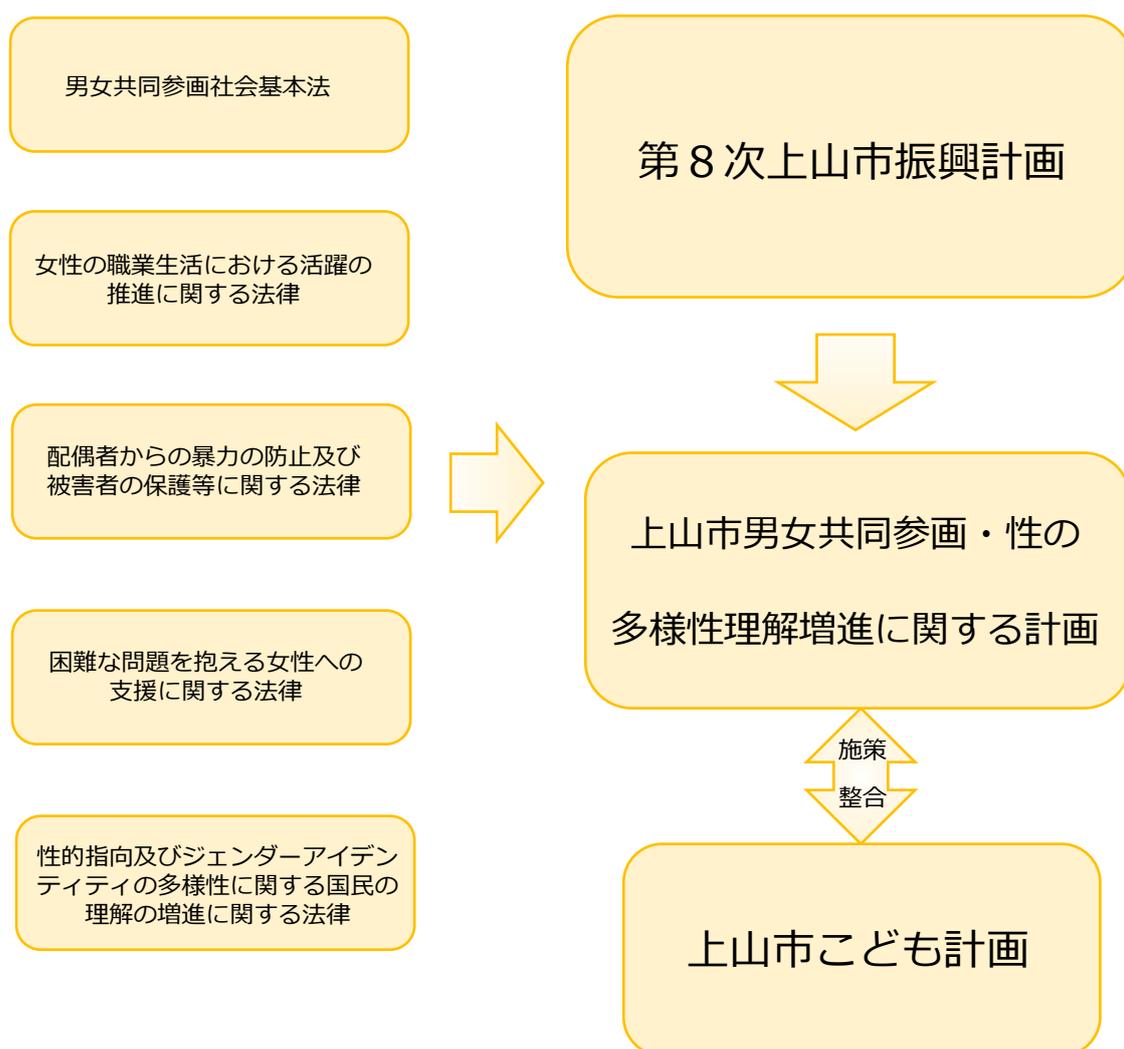
本計画の期間は、令和7年度から令和14年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等によっては、上記の期間にかかわらず必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村推進計画を包含し、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の第5条に定める施策を位置付けるものとします。また、第8次上山市振興計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

また、上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画は、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画の一部を担うこととします。



第2章 基本理念・基本目標

1 基本理念

家庭、職場、学校及び地域等あらゆる場面において、男女平等・性の多様性尊重に関する理解を深め、市民一人ひとりが性別や年齢にとらわれず、互いの個性と能力を認め、尊重し合える社会の実現を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

「一人ひとりが いきいきと 活躍できるまち かみのやま」

2 基本目標

本計画では、基本理念を達成するため以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり

男女平等・多様性を尊重する社会を実現するためには、誰もが一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。固定的な性別役割分担意識や性における偏見・固定概念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくすための意識啓発活動を展開します。また、ジェンダーバイアスにとらわれない意識を育むための教育を推進します。

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり

家庭、職場及び地域等において、偏った役割分担となっている現状があります。そのため家庭では、共に築く家庭生活の実現に向け、子育て環境を整備し、安心して子どもを産み育てる環境を作ります。また、職場においては、誰もが個々の能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進します。政策・方針決定過程では、誰もが参画しやすい環境を整えるとともに、自治会や地域防災組織等様々な分野で男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

年齢・性別等にかかわらず、誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備を進めていくことが求められています。そのため、配偶者等からの暴力の根絶に向けた意識啓発の推進に加え、様々な困難を抱えやすい女性の人権を尊重するため、相談しやすい体制の強化を図ります。

また、多様な性への周囲の理解は、未だ十分とは言えない状況にあるため、多様な性の在り方への理解を推進し、誰もが生活しやすい環境づくりを推進します。

3 体系図

基本理念	基本目標	重点目標	基本方針
一人ひとりが いきいきと 活躍できるまち かみのやま	I 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり	1 男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進	(1) 意識改革のための広報・啓発の推進
			(2) 理解促進のための講座等の情報提供の充実
		2 男女平等・多様性に関する教育の推進	(1) 学校等における男女平等・多様性に関する教育の推進
			(2) 家庭・地域を通じた男女平等・多様性に関する教育の推進
	II 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1 共に築く家庭生活の推進	(1) 安心して子育てができる環境づくりの推進
			(2) 介護支援体制の充実
		2 誰もが働きやすい職場づくりの推進	(1) 雇用・就労における均等な機会と待遇の確保
			(2) 女性の職業生活における活躍の推進
			(3) ワーク・ライフ・バランスの推進
		3 政策・方針決定過程で誰もが参画できる環境の拡大	(1) 政策・方針決定過程の中で誰もが参画できる環境の整備
	(2) 地域活動等における男女共同参画の推進		
	(3) 地域防災活動における男女共同参画の推進		
	III 安全・安心に暮らせる社会づくり	1 配偶者等からの暴力の根絶および被害者支援	(1) DVに対する理解の促進
			(2) DV相談体制と被害者支援の充実
		2 困難な問題を抱える女性への対応と環境の整備	(1) 女性の人権等に対する意識啓発の強化
(2) 迅速かつ安全な保護体制の構築			
(3) 安定した生活基盤づくりへの支援			
3 性にとらわれず安心して生活できる体制の整備		(1) 性の多様性への理解の促進	
		(2) 性に関する相談体制の整備	
		(3) パートナーシップ宣誓制度の活用	

※1

※2

※3

※4

※1：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※3：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

※4：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり

重点目標1 男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進

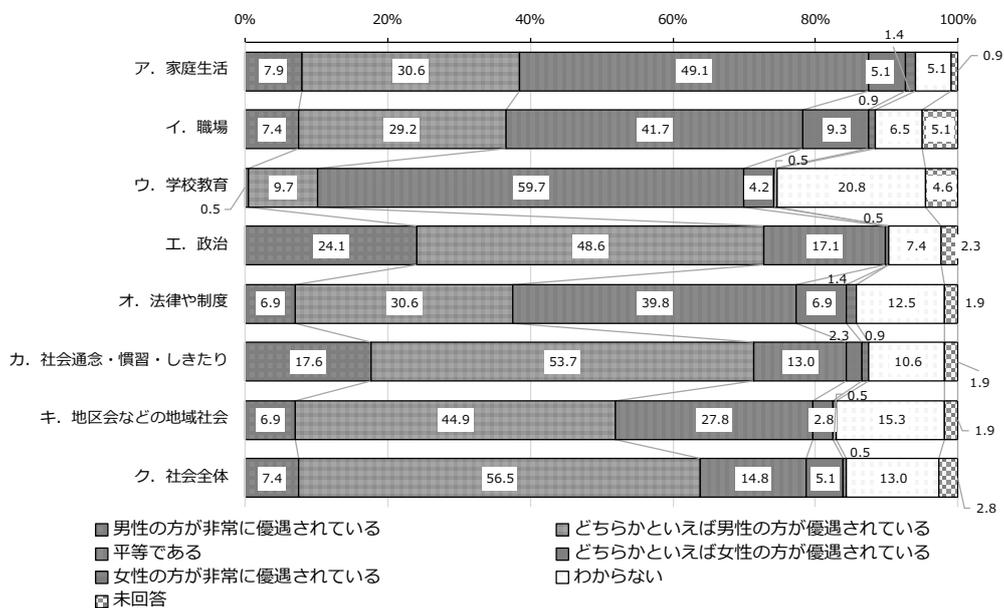
男女平等・多様性を尊重する社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様性について正しく理解し、誰もが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合うことが重要です。そのため、固定的な性別役割分担意識や性における偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくし、男女平等・多様性尊重に関する意識改革を進めるため、多様で継続的な情報発信を行います。

現状と課題

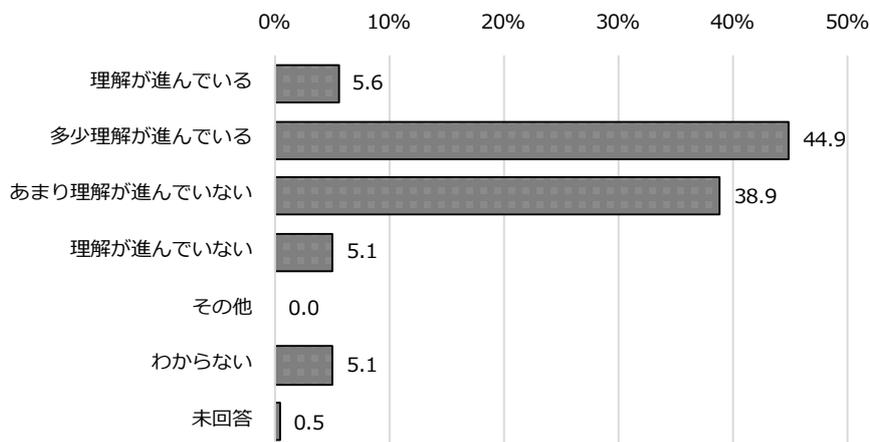
男女平等・多様性を尊重する社会実現の大きな障害の一つは、長い時間をかけて人々の中に形成された無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）です。この無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく社会的な慣習等は根強く残っており、男女の不平等につながる原因の一つとなります。

令和6年（2024年）に本市が実施した「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査」（以下、「市の調査」といいます。）において、男女平等について尋ねたところ「学校教育」では、「平等である」と答えた人が59.7%と半数以上でしたが、「社会全体」では、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人が63.9%と多く、男女平等が進んでいるとはいえない状況にあります。また、性の多様性について尋ねたところ、「理解が進んでいる」「多少理解が進んでいる」と答えた人が50.5%ですが、「あまり理解が進んでいない」「理解が進んでいない」と答えた人も44.0%と意見が分かれています。（図表1・2）

このような状況を解消するために、全ての市民が男女平等・多様性について正しく理解し、日常生活のあらゆる場面で、誰もが能力を發揮できる環境づくりに自ら取り組むことができるよう、わかりやすい広報・啓発、情報提供を行うことが必要です。



図表1 「分野別男女平等の意識」



図表2 「性の多様性への理解について」

基本方針(1) 意識改革のための広報・啓発の推進

- ・男女平等・多様性に関する情報を市報やホームページ等を通じて、市民や事業者等に向けて継続的に発信します。また、男女共同参画週間等に合わせ多くの来訪者が見込まれる場所での情報提供を行い、様々な人の目に触れるよう努めます。

施策	内容	担当課
市報、ホームページ及び SNS 等による広報・啓発の推進	市報、ホームページ及び SNS 等を活用し、男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進を行うための広報・啓発を行います。	市政戦略課
多くの来訪者が見込まれる場所での情報提供の充実	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて、関連する資料等を通じた効果的な情報発信を行います。	市政戦略課

基本方針(2) 理解促進のための講座等の情報提供の充実

- ・市民を対象とした講座開催等の情報提供や市職員向けの研修会を開催するなど、市民や職員の男女平等・多様性への理解を深めます。

施策	内容	担当課
関連する講座等の情報収集・提供	チェリア ¹ やファーラ ² 等で開催している男女平等・多様性に関する講座等の情報収集・提供の充実を図ります。	市政戦略課
男女平等・多様性に関する講演会の開催	市民の理解促進を進めるため、男女平等・多様性をテーマとした講演会を計画期間中に適時開催します。	市政戦略課
市職員向けの研修・情報提供の充実	男女平等・多様性の視点をもって各分野の施策や事業を行えるよう、市職員への研修や情報提供の充実を図ります。	庶務課 市政戦略課

¹ 「山形県男女共同参画センター チェリア」のこと。

² 「山形市男女共同参画センター ファーラ」のこと。

重点目標2 男女平等・多様性に関する教育の推進

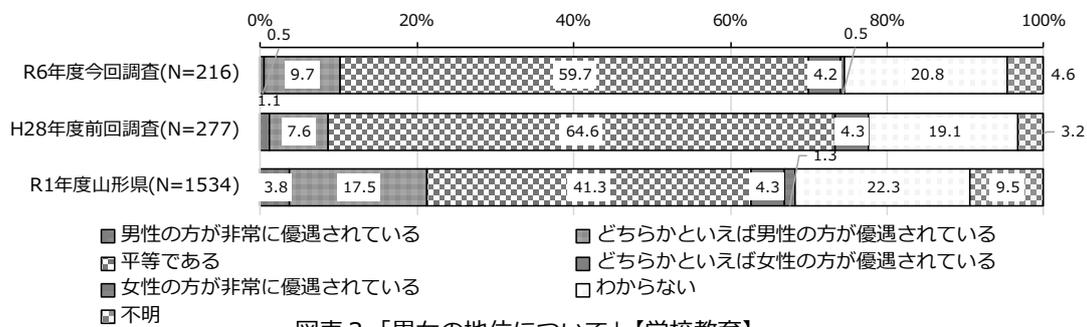
男女平等・多様性の意識を高めるためには、家庭、学校及び地域社会において男女平等・多様性の視点を踏まえた教育と学習の機会は極めて重要です。そのため、幅広い世代の市民に教育や学習の機会を提供し続けるとともに、教職員等に対しては、適切な指導をすることができるよう啓発を行うことで、スキルアップを図り、着実に社会全体の意識改革を進めていきます。

現状と課題

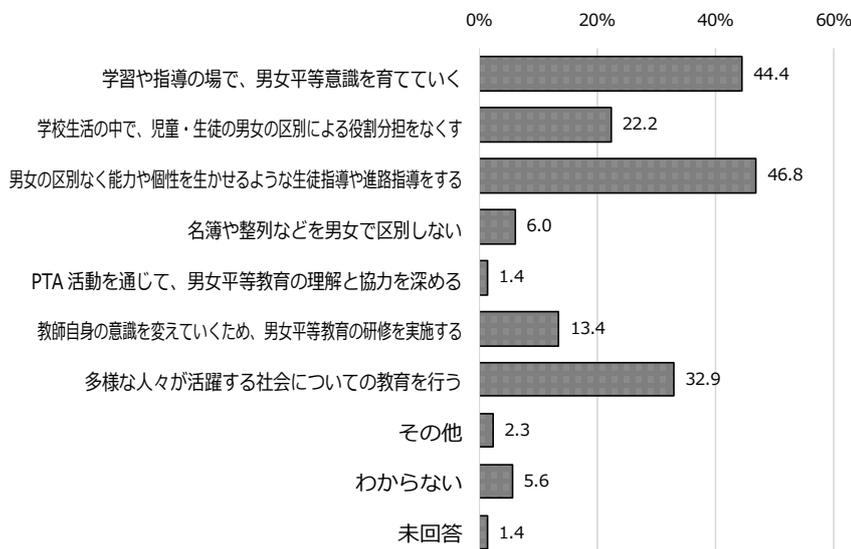
男女平等・多様性を尊重する社会を実現させるためには、子どもの頃から一人ひとりがお互いに尊重し、ジェンダーバイアスにとらわれない意識を育むことが必要です。

市の調査において、「学校教育」での男女の地位について尋ねたところ、「平等である」と答えた人の割合が山形県の調査より 18.4%多いものの、前回調査より 4.9 ポイント減少しました。(図表3) また、男女共同参画の推進にあたり、学校教育の中で大切だと思うことについて尋ねたところ、「男女の区別なく能力や個性を生かせるような生徒指導や進路指導をする」や「学習や指導の場で、男女平等意識を育てていく」がどちらも 40.0%を超えており、依然として男女平等を推進することが求められています。(図表4)

この状況を改善するためにも、学校では、教育内容や指導方法等において、子どもの個性が尊重されるように配慮をする必要があります。また、大人たちの無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の影響により子どもたちの将来が固定化されることがないように、大人たちが積極的に男女平等・多様性について理解し、子どもたちと共に考え、様々な活動に参画していくことが求められています。



図表3 「男女の地位について」【学校教育】



図表4 「男女共同参画において学校教育で大切なこと」

基本方針(1) 学校等における男女平等・多様性に関する教育の推進

- ・男女平等・多様性の意識の形成には、幼少期に学習したことや、経験したことが大きく影響します。できるだけ早い時期から、一人ひとりの個性や能力を認め、尊重し合い、誰もが自らの能力を十分に発揮できる社会の形成を目指します。

施策	内容	担当課
男女平等・多様性に関する教育の推進	日ごろの教育活動を通して、男女平等・多様性の視点をもった教育を計画的に実施します。	学校教育課
教職員、保育士に対する意識啓発	職員会議等での啓発や研修会への参加を通して、教職員や保育士の意識や指導スキルを向上します。	子ども子育て課 学校教育課
保護者への意識啓発	保護者会や授業参観等を通して、男女平等・多様性教育への保護者の理解促進を図ります。	子ども子育て課 学校教育課

基本方針(2) 家庭・地域を通じた男女平等・多様性に関する教育の推進

- ・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)や固定概念は、幼少の頃から長年にわたり形成されるものです。誰もが暮らしやすいまちを作るためにも、学習の機会の提供や啓発等を行い、意識改革に取り組んでいきます。

施策	内容	担当課
家庭生活における男女平等の促進に向けた意識啓発	世代に関係なく、家事・育児・介護等の家庭責任は男女が担うという意識を啓発します。	市政戦略課 健康推進課 子ども子育て課
男女平等・多様性の視点に立った家庭教育の推進	親や親となる男女を対象に、家庭教育を学ぶ機会と家庭教育情報の提供を行います。	子ども子育て課 生涯学習課
男性の家事・育児・介護等への参加促進	男性が積極的に家事・育児・介護等へ参加できるよう、情報提供や学習機会の充実を図ります。	健康推進課 子ども子育て課
地域における男女平等の推進	公民館等の生涯学習事業において情報提供を充実します。	生涯学習課

基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり

重点目標1 共に築く家庭生活の推進

男女が共に社会に参画していくためには、まずは家庭から共に支え合い、対等な立場で家庭生活を営む必要があります。そのため、出産・子育て、介護に関する制度の周知をするほか、家庭生活における男女が共に担うべき共通の課題とし、家庭内で一人ひとりが当事者意識を持ち、これらに参画できるような環境の整備を推進します。

現状と課題

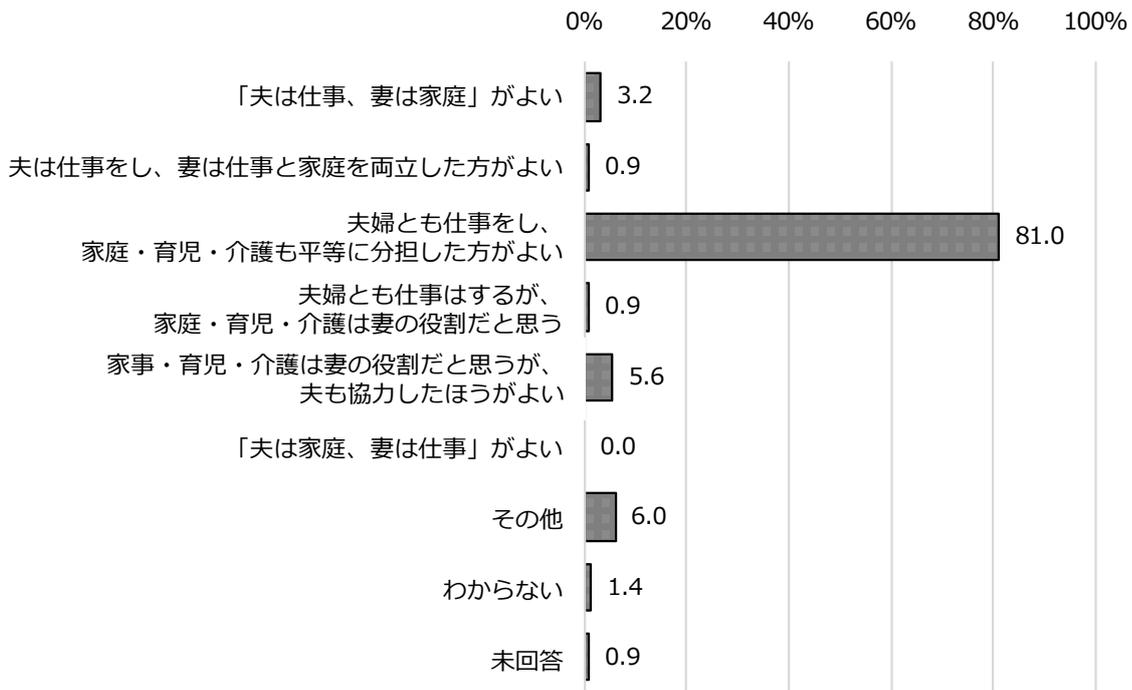
女性活躍を推進するためには、職場における環境整備などを進めるだけでなく、仕事と両立可能な家庭環境の整備も重要です。

市の調査において、家庭における夫婦の役割分担について尋ねたところ、「夫婦とも仕事をし、家庭・育児・介護も平等に分担した方がよい」と答えた人が81.0%と突出して高く（図表5）、前回調査と比較しても、この回答が20.4ポイントも増加しています。しかし、家事に費やす時間については、男性と比べて女性の方が長時間にわたって家事・子育て、介護などを行っており、これは平日・休日どちらも同じ傾向でした。前回調査と比較すると、男性の家事・育児、介護などに費やす時間が延び、逆に女性のこれに費やす時間は減っていますが、依然として家庭での女性負担は大きいままとなっています。（図表6・7）

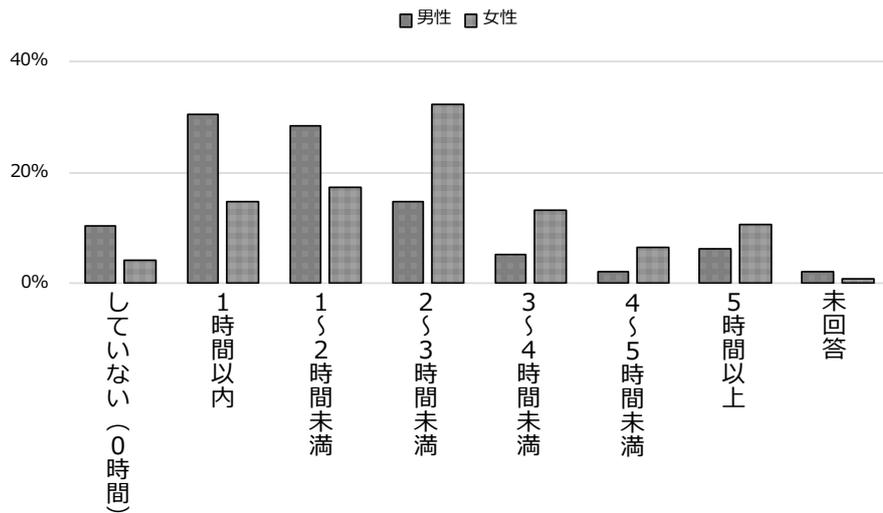
仕事に費やす時間については、女性よりも男性の勤務時間が長い傾向にありますが、前回調査と比較すると、男性・女性共に長時間の勤務時間が減少しています。

家庭における男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家事、育児及び介護等の家庭内役割に責任をもって参画できるように啓発活動を行うことが必要です。同時に、男性の仕事中心の生活を見直し、女性に偏っている家庭内役割に男性も携わることができるライフスタイルへの転換や、介護を必要とする高齢者とその家族を支援するため、各種介護サービスの充実が求められています。

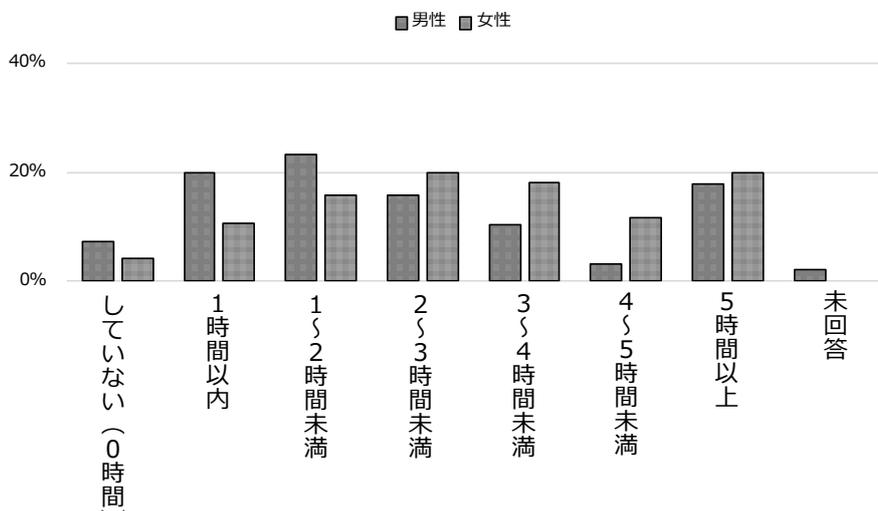
また、出産後も働く女性が増える一方で、育児にかかる役割は依然として女性が担っており、仕事と育児の両立が難しい現状にあります。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て中の親には、育児に対する不安や負担感が増大しています。そのため、子どもを持つ女性が、能力を十分発揮して働き続けることができ、次の時代を担う子どもが健やかに育つことができるようにするため、育児に対する社会的支援の充実を図ることが必要です。



図表5 「夫婦の役割分担について」



図表6 「家事・子育て・介護等に費やす時間について」【平日】



図表7 「家事・子育て・介護等に費やす時間について」【休日】

基本方針(1) 安心して子育てができる環境づくりの推進

- ・妊娠、出産から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ります。

施策	内容	担当課
伴走型支援の推進	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもたちが健やかに成長できるよう、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく、きめ細やかな相談に応じ、ニーズに沿ったサポートにつなぐ伴走型での支援を推進します。	子ども子育て課
困難を抱える家庭への支援強化	妊産婦自身やこどもの療養等に困難を抱える家庭には、医療機関・保育園・学校・児童相談所等の関係機関と連携強化し、対象となる家庭をサポートすることで、育児不安の軽減や児童虐待の防止、こどもの貧困対策等を推進します。	子ども子育て課
保育サービスの充実	保育所や放課後児童クラブ等の保育ニーズを把握し、安心・安全な管理運営と人材確保を進めるとともに、病児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。	子ども子育て課 生涯学習課
子育てサービスの充実	総合子どもセンター「めんごりあ」は、安全・安心な管理運営や多彩な各種事業により機能を充実させます。また、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを進めるとともに、多子世帯の保育料軽減等の経済的支援を継続します。	子ども子育て課

基本方針(2) 介護支援体制の充実

- ・介護支援に関する情報の充実を図り、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進します。

施策	内容	担当課
介護予防の充実	地域支援事業における一般介護予防事業をはじめ、いつまでも元気に過ごせるよう社会参加を含めた介護予防のさらなる充実に努めます。	健康推進課
認知症施策の充実	認知症地域支援推進員と連携し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めるとともに、認知症予防等の様々な取組の充実を図ります。	健康推進課

重点目標2 誰もが働きやすい職場づくりの推進

女性も男性も働きたいすべての人が、いきいきと働くことができる職場環境の整備を図るために、それぞれのライフステージでの状況に合わせ、仕事と家庭生活をバランスよく担い、ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。そのため、多様な生き方、働き方があることを前提に、一人ひとりが能力を十分に発揮することができるよう、均等な雇用機会と待遇の確保のため、法制度の周知や啓発活動に努めるとともに、働く場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを推進します。また、育児休業制度の周知と利用促進を行うとともに、就業環境の整備を図るなど誰もが仕事と家庭の両立を可能にする支援施策を充実します。

現状と課題

女性を取り巻く就業環境においては、賃金や昇進・管理職への登用等の格差が依然として存在し、必ずしも女性の能力が生かされているとは言えない状況です。

職場環境についての市の調査を見ると、全ての項目で、前回調査（平成28年）より「男性の方が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は少なくなっているものの、「昇進・管理職への登用」という項目については、依然として約半数近くの人が「男性の方が優遇されている」と答えています。（図表8）

本市においても、管理職の女性割合は9.5%と、目標値である13.6%よりも低い水準にあります。年々割合は上がっていているものの、目標値には届かない状況が続いており、女性の活躍機会が十分に確保されているとは言えません。

単位：%

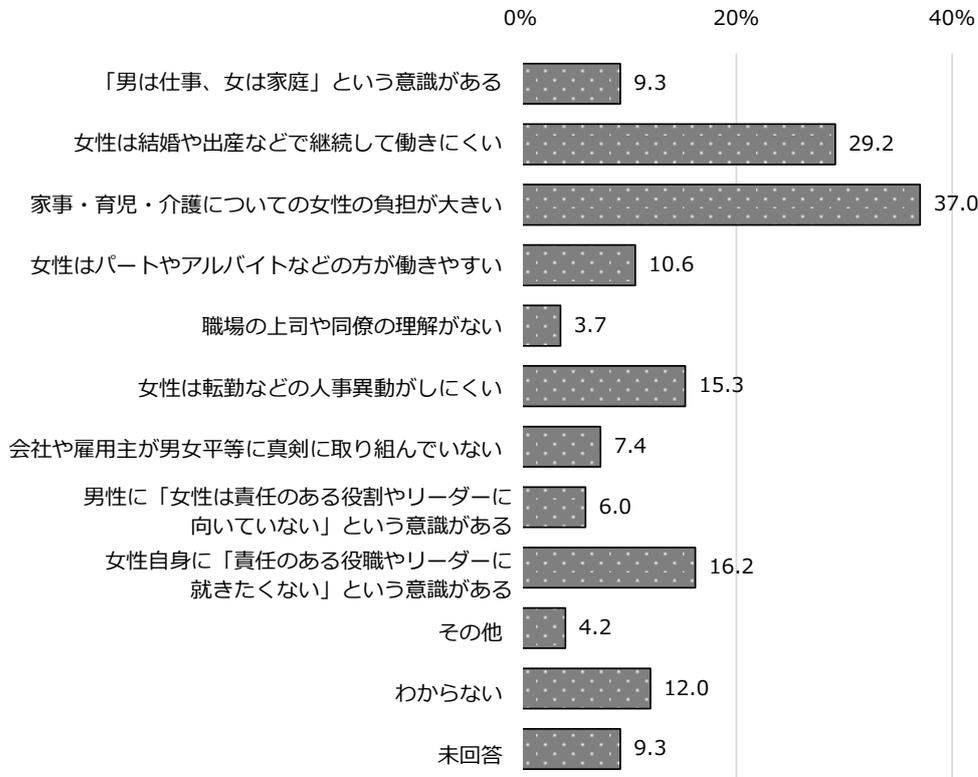
	R6調査 (A)	H28調査 (B)	差異 (A-B)
募集や採用	20.8	27.8	▲7
賃金	28.7	39	▲10.3
能力評価	27.8	33.6	▲5.8
昇進・管理職への登用	43.1	49.1	▲6
職務内容	20.4	23.5	▲3.1
教育・研修	14.3	17.7	▲3.4
退職・解雇	9.7	16.3	▲6.6

※「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と思っている人の割合

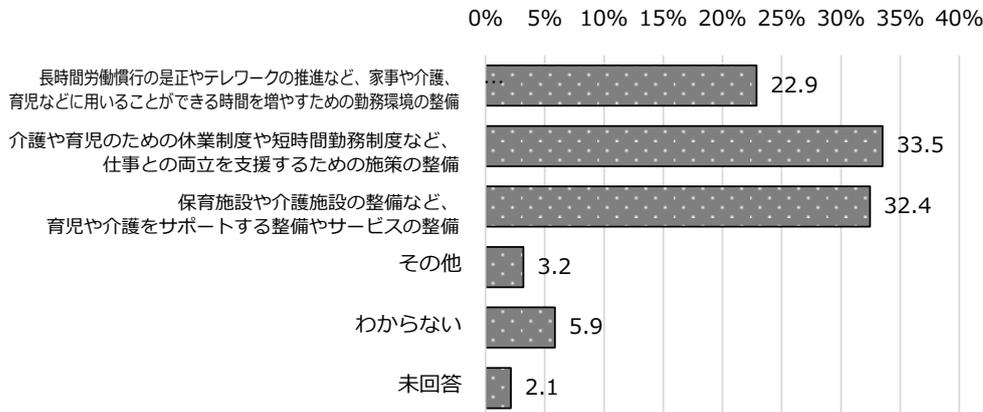
図表8「職場における男女の扱いについて」

また、「男女間に平等でない扱いがある場合、どのような理由からだと思いますか。」という問いに対しては、「家事・育児・介護についての女性の負担が大きい」と答えた人が全体の37.0%と一番多く、これは男性・女性別で見ても同じ傾向にありました。（図表9）この家事や育児、介護などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における女性の活躍を更に推進するための支援について尋ねたところ、「介護や育

児のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策の整備」と答えた人の割合が33.5%と最も多く、次いで「保育施設や介護施設の整備など、育児や介護をサポートする整備やサービスの整備」が32.4%となっています。(図表10)



図表9 「職場での男女間が平等でない理由」



図表10 「職業生活における女性の活躍を推進するための支援策について」

この結果から、市役所が率先して、女性活躍の機会確保に取り組むことで、市内全体の意識向上につなげていきます。また、仕事を持つすべての男女が、労働時間の短縮や休暇取得等によって家庭生活を充実させることに対する抵抗感をなくしていくとともに、多様な働き方への支援を行い、職場における男女共同参画・多様性社会を推進することが重要です。

基本方針(1) 雇用・就労における均等な機会と待遇の確保

- ・男女間での格差をなくしていきけるよう、労働に関する法制度の周知・啓発活動を行い、雇用・就労における均等な機会と待遇の確保を図っていきます。

施策	内容	担当課
労働に関する法律・制度等の周知の徹底	男女雇用機会均等法 ³ といった労働に関する法律や制度等について周知を図ります。	商工課
ハラスメント防止に向けた啓発	ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実を図ります。	商工課

基本方針(2) 女性の職業生活における活躍の推進

- ・女性活躍に関する環境整備をより一層推進するための、学習機会や情報提供等の充実を推進します。

施策	内容	担当課
女性の再就業への支援	結婚、出産、子育て等により離職した女性が希望に応じて再就業できるよう、情報や学習機会を提供します。	商工課
女性の起業に対する支援	起業を目指す女性に対し、セミナーや資金調達の情報提供等の支援を行います。	商工課
ポジティブ・アクションの啓発	女性の管理職登用など、企業にポジティブ・アクションの啓発を行います。	商工課

基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・市民及び事業者に対し、それぞれのライフステージに合わせた働き方ができる、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、理解促進を図ります。また、事業者に対する国や県、市の制度の周知を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進を後押しする支援を行い、働きやすい職場づくりを進めていきます。

施策	内容	担当課
仕事と家庭が両立できる職場環境の整備	長時間労働の是正や有給休暇の取得促進に向けて啓発を行います。	商工課
育児・介護休業制度の周知や取得促進	市民へ育児・介護休業制度の周知を行うとともに、事業者へ向けて取得促進を図ります。	商工課
国の「えるぼし認定」制度や県の「やまがた企業イクボス同盟」制度等の周知・活用	国・県と連携を図りながら、企業が行う仕事と家庭生活を両立するための積極的な取組や女性の活躍推進に向けた取組を支援します。	商工課
多様な働き方に関する情報提供の充実	短時間勤務、フレックスタイム制度、テレワーク等、多様な働き方についての情報提供を行います。	商工課

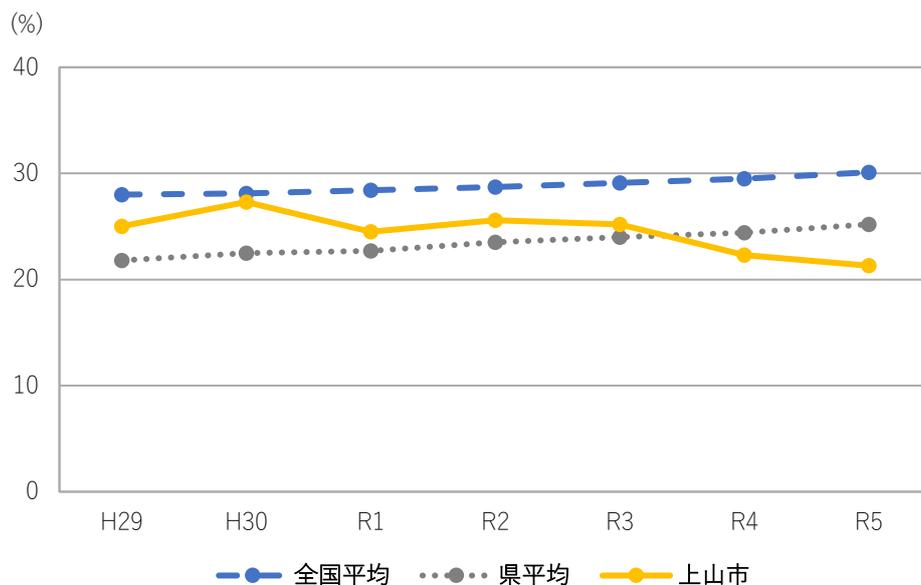
³ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」のこと。

重点目標3 政策・方針決定過程で誰もが参画できる環境の拡大

あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な意見や視点が反映される機会となり、社会情勢の変化等にも、様々な視点をもって対応することが可能となり、持続可能な社会の実現につながります。様々な組織や会議における女性管理職や女性委員を増やすことなどを通じて、男女が社会の対等な構成員として、意思決定過程に参画し、多様な意見や視点を反映させることができる環境を整えていきます。また、災害が頻発している近年において、地域防災活動への男女共同参画の意義は年々高まっています。そのため、多様なニーズに対応するために、性別や年齢等によって役割を固定化することなく、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制の整備を推進します。

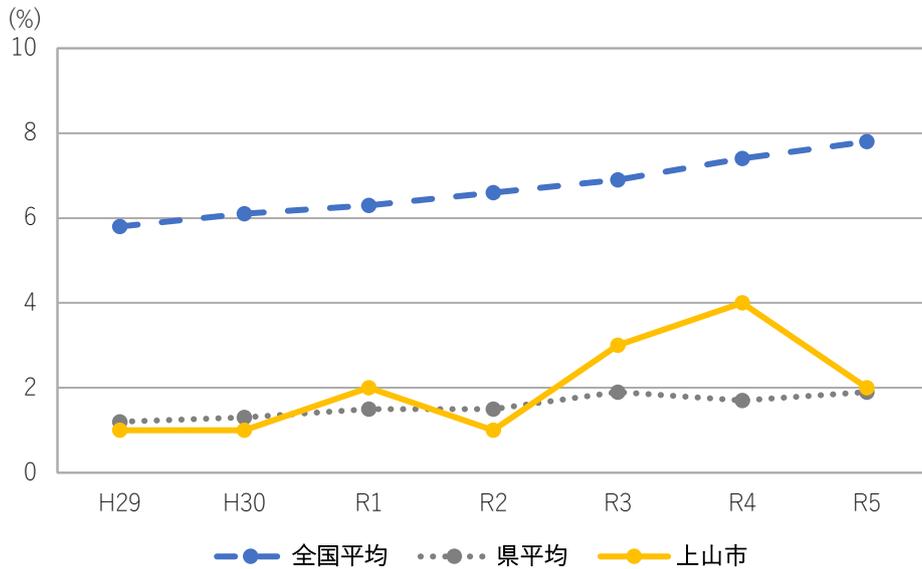
現状と課題

女性の活躍が様々な分野で見られるようになってきましたが、政策・方針決定過程における女性の参画については、男性に比べると依然として低い状況にあります。本市の、法律や市の条例等により設置されている審議会等における委員に占める女性の割合は、23.1%（令和6年3月31日現在）であり（図表11）、また、自治会長に占める女性の割合は、2.0%（令和6年3月31日現在）となっております（図表12）。これはどちらも、審議会等における委員に占める女性の割合の全国平均である28.0%、自治会長に占める女性の割合の全国平均である5.8%を下回っており、バランスのとれた社会を形成していくために、あらゆる分野において、より一層女性の意思決定過程への参画を促進する必要があります。



図表11 「審議会等における委員に占める女性の割合」

【出典】内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」に基づき作成



図表1 2 「自治会長に占める女性の割合」

【出典】内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」に基づき作成

地域においても、暮らしやすく活力のある地域社会を築くためには、地域における固定的な性別役割分担意識による慣行を見直し、男女が対等な立場で参画でき、それぞれの考えを尊重し合いながら活動できるよう意識醸成を進めることが必要です。男女が個性と能力を発揮して様々な活動に参画していけるような環境整備を進め、地域における男女共同参画のまちづくりを推進していかなければなりません。

また、地域防災活動においても、男女共同参画の視点を取り入れることが重要視されています。大規模災害が発生した場合、避難所等で男女のニーズの違いなどが配慮されず、女性や子どもなど脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けることが問題となっています。そのため、国では「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を令和2年に策定するなど、女性の視点を取り入れた取組を行うことが求められています。そこから、女性の視点を取り入れた避難所運営などの取組や、防災活動での女性リーダーを推進するなど、災害時の女性の参画拡大を推進していきます。

基本方針（1） 政策・方針決定過程の場で誰もが参画できる環境の整備

- 多様なニーズや意見を反映させ持続可能な社会へとつなげていくために、あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
市の審議会委員への女性の参画推進	審議会等における女性委員の参画状況調査を実施するとともに、積極的な登用を推進します。	全庁
性別問わず活躍できる職場環境の構築	個人の能力や適性に基づいた市職員の公平な採用や管理職への女性の積極的な登用を引き続き進めます。	庶務課
企業・団体等における女性の参画促進	企業や団体等に対し、意思決定過程への女性の参画を働きかけます。	全庁

基本方針（２） 地域活動等における男女共同参画の推進

- ・地域は、子どもから高齢者など多様な人々の身近な暮らしの場となっています。そのため、市民一人ひとりが、周りの人を尊重しつつ、自分の考えを表明しながら、まちづくりに主体的に参加し、自治会や地域活動等様々な分野に誰もが参画できるよう推進します。

施策	内容	担当課
地域活動における男女共同参画の推進	慣習やしきたりに見られる固定的な性別役割分担意識を見直し、男女が地域活動へ積極的に参画できるように働きかけます。	全庁
地域活動における女性団体やリーダーを育成するための機運醸成	県等が主催する女性団体やリーダー育成を目的とした講座や研修会への積極的な参加を促します。	全庁

基本方針（３） 地域防災活動における男女共同参画の推進

- ・災害時だけでなく平常時からの女性の視点を取り入れた取組を行い、市民の意識醸成・啓発を図ります。

施策	内容	担当課
地域防災計画へ男女共同参画の視点を反映	国のガイドライン等を踏まえて、男女共同参画の視点を考慮し、地域防災計画へ反映します。	庶務課
大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	庶務課
防災に関する市職員への研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災対策強化のため、職員研修を実施します。	庶務課

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

重点目標 1 配偶者等からの暴力の根絶および被害者支援

暴力は、性別や関係性を問わず決して許されるものではなく、特に女性への暴力は、男女の人権尊重を前提とする男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。被害者が相談しやすい体制づくりを推進するとともに、被害者の潜在化を防止し、暴力を容認しない社会の形成を図ります。

現状と課題

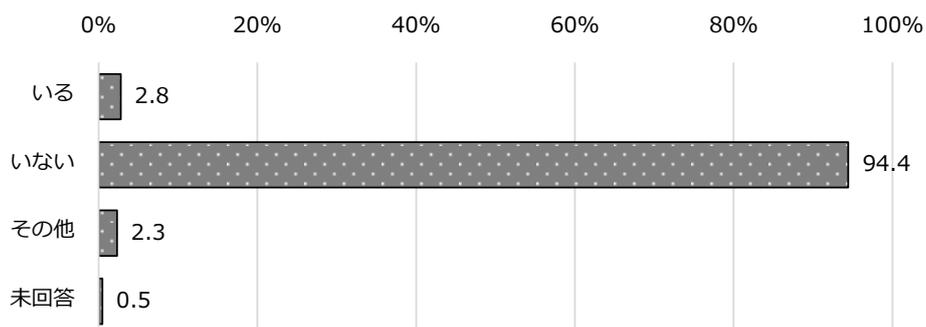
配偶者等からの暴力は、人権を著しく侵害する重大な問題です。しかし、外部からの発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、周囲が気づかぬうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、配偶者等からの暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や社会的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な種類がありますが、どんな暴力も決して許されるものではありません。(図表 13)

身体的暴力	なぐる、ける、首をしめる、髪をひっぱる、引きずりまわす等、身体に危害を及ぼす暴力
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視をする、人前でバカにする、実家や友人とつき合うのを制限したりする等、心無い言動等により相手の心を傷つける暴力
社会的暴力	人間関係・行動を監視する、電話や手紙を細かくチェックする等、相手の社会との交流を不当に制限する暴力
経済的暴力	金銭的な自由を与えない、仕事を無理にやめようとする、生活費を渡さない等、相手の経済的な自由を束縛する暴力
性的暴力	中絶を強要する、避妊に協力しない、性的行為を強要する等、嫌がっているのに性的行為を強要する暴力

図表 13 「暴力の形態」

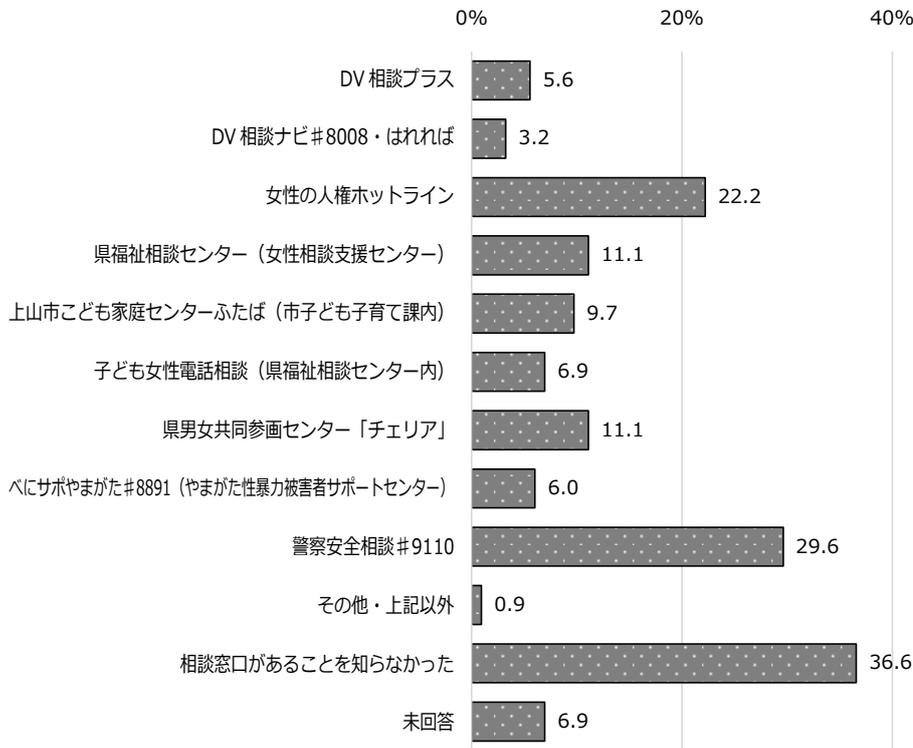
【出典】内閣府男女共同参画局「暴力の形態」

令和 5 年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」において、女性の約 4 人に 1 人、男性の約 5 人に 1 人が配偶者からの暴力を受けており、そのうち女性の約 10 人に 1 人は何度も被害を受けているという結果でした。また、市の調査においても、「配偶者等からの暴力で悩んでいる方はいますか」と尋ねたところ、「いる」と回答した人の割合は 2.8%と、被害を受けている方は少なからずいるという結果でした。(図表 14)



図表 14 「暴力で悩んでいる方の有無」

また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」において、暴力を受けていると回答した方のうち、女性の約4割、男性の約6割は、どこにも・だれにも相談していないという結果でした。市の調査においても、「知っている相談窓口」について尋ねたところ、「警察安全相談#9110」と答えた人が29.6%と最も高く、次いで「女性の人権ホットライン」が22.2%でした。しかし、「相談窓口があることを知らなかった」と答えた人の割合が36.6%と一番多く（図表15）、相談窓口のより一層の周知を図ることが重要となっています。



図表15 「知っている相談窓口について」

あらゆる暴力の根絶に向け、暴力を容認しない社会づくりを進めていくために、DVに関する理解を深めるとともに、相談窓口の周知及び充実を図り、誰でも身近で相談できる場所を整備します。また、被害者の安全確保をし、安心して暮らせる環境を整えるための幅広い支援を図ります。

基本方針（1） DVに対する理解の促進

- ・あらゆる暴力の根絶に向けて、DVに関する知識等の情報提供を行い、暴力を許さない社会形成を図ります。

施策	内容	担当課
DVに関する情報の収集・提供	DVに関する理解促進と予防のため、情報の収集・提供を行います。	市政戦略課 福祉課 子ども子育て課

基本方針（２） DV 相談体制と被害者支援の充実

- ・被害者が身近なところで相談できるよう、相談窓口のより一層の周知を行うとともに、被害者を守る環境の充実を推進します。

施策	内容	担当課
DV 相談窓口の周知及び充実	被害者がすぐに相談できるように相談窓口の周知及び充実を図ります。	市政戦略課 福祉課 子ども子育て課
DV 被害者支援体制の充実	住民基本台帳の閲覧等の制限をするなど、関係機関と連携して被害者情報を厳正に管理します。	市民生活課 福祉課 子ども子育て課

重点目標 2 困難な問題を抱える女性への対応と環境の整備

「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を指します。（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 2 条）

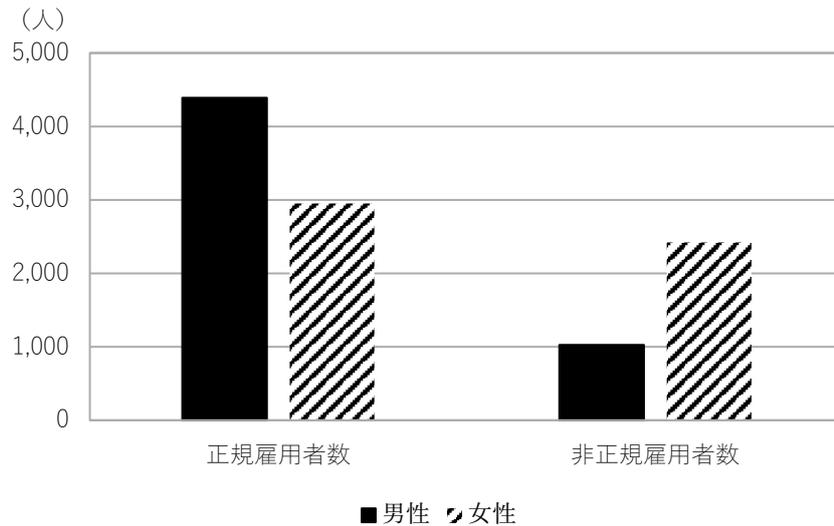
そのような女性が、人権を尊重されるとともに、不安なく自立して暮らせる社会を実現することが重要です。そのため、女性の人権等に対する意識啓発の強化を行うとともに、相談しやすい体制づくりを構築します。

現状と課題

女性をめぐる課題については、昭和 31 年に制定された「売春防止法」をはじめとして、様々な困難を抱える女性の支援・保護事業が行われてきました。しかし、経済的困窮や性暴力、孤独・孤立といった困難など、課題の多様化・複合化・複雑化が進み、女性への影響がさらに深刻になっています。こうしたことから、国では令和 6 年 4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、様々な困難を抱える女性への支援が求められています。そのため、生活に様々な困難や不安を抱える女性に対し、情報提供を充実させるほか、各関係機関と相互に連携を行い、それぞれの家庭の事情に応じた支援を行います。

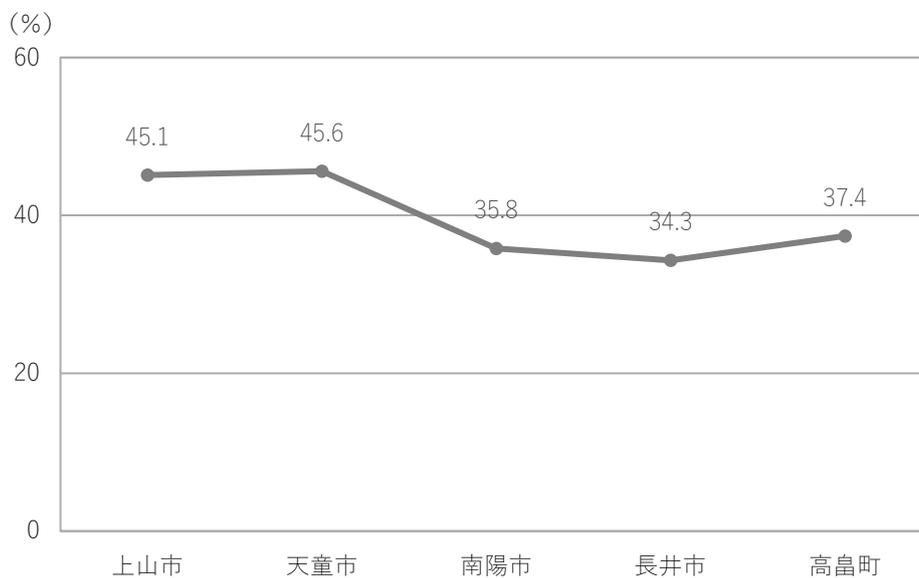
また、女性をめぐる課題の一つである DV・暴力には、配偶者等からの暴力のほかに、結婚していない恋人同士で起こる「デート DV」もあります。デート DV には、身体的暴力や精神的暴力、経済的暴力、性暴力のほかに、無許可で写真や動画をアップすることや GPS 系のアプリの悪用をする「デジタル暴力」という暴力もあります。また、内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」においては、女性の約 6 人に 1 人、男性の約 12 人に 1 人がデート DV を受けたことがあると答えており、とても身近な問題であることから、若年層における、デート DV を予防するための啓発活動に取り組んでいく必要があります。

上山市の就業状況を見ると、男性に比べ女性の非正規雇用者の割合が圧倒的に多くなっており、女性の就業者の約半数は非正規雇用です。(図表 16) また、女性の非正規雇用者の割合について、近隣他市町村と比較しても、上山市の非正規雇用者の割合は高い状況にあります。(図表 17) 非正規雇用は、自分のライフスタイルに合わせた働き方ができるなどのメリットがありますが、雇用や賃金が不安定であるなどデメリットも多くあります。このような雇用や賃金の不安定さは生活の困窮に繋がりやすい状況にあるため、ニーズに応じた正規雇用転換等を図り、経済的不安の軽減を図ります。



図表 16 「上山市における就業形態」

【出典】総務省「令和2年国勢調査」人口等基本集計に基づき作成



図表 17 「非正規雇用者数の割合 (女性)」

【出典】総務省「令和2年国勢調査」人口等基本集計に基づき作成

基本方針（１） 女性の人権等に対する意識啓発の強化

- ・女性をめぐる課題は、多様化・複合化・複雑化していることから、女性の人権等に対する意識啓発の強化や相談しやすい体制づくりを推進します。

施策	内容	担当課
困難な問題を抱える女性への情報提供の充実	困難な問題を抱える女性への情報提供を充実させ、各関係機関と相互に連携することで早期発見に努めます。	市政戦略課 子ども子育て課
若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進	10代後半から20代の思春期・若年期の女性を対象とし、SNS等を活用した性暴力被害・加害防止の啓発を推進します。	市政戦略課 子ども子育て課

基本方針（２） 迅速かつ安全な保護体制の構築

- ・困難や不安を抱える女性への切れ目のない支援を行うとともに、支援を必要としても支援を求めることができない女性への訪問支援等を行い、女性支援施策の幅広い周知を行います。

施策	内容	担当課
様々な困難を抱える女性への支援	支援を必要としながらも相談に繋がりにくい女性、特に若年層に対する適切な支援を進めていきます。	市政戦略課 子ども子育て課

基本方針（３） 安定した生活基盤づくりへの支援

- ・ひとり親家庭を始めとした経済的な困難を抱える女性が、自立し安定した生活を送ることができるよう、「働く場」の創出を図るとともに、ニーズに応じた正規雇用転換等の支援を行います。

施策	内容	担当課
新たな産業団地の整備と企業誘致の推進	かみのやま温泉インター産業団地を拡張し、雇用創出効果が高く優良な企業を誘致することで、高度人材の育成と「働く場」の創出を図ります。	商工課
就業に向けた支援	ひとり親家庭（母子家庭）への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知及び活用を推進します。	福祉課

重点目標3 性にとらわれず安心して生活できる体制の整備

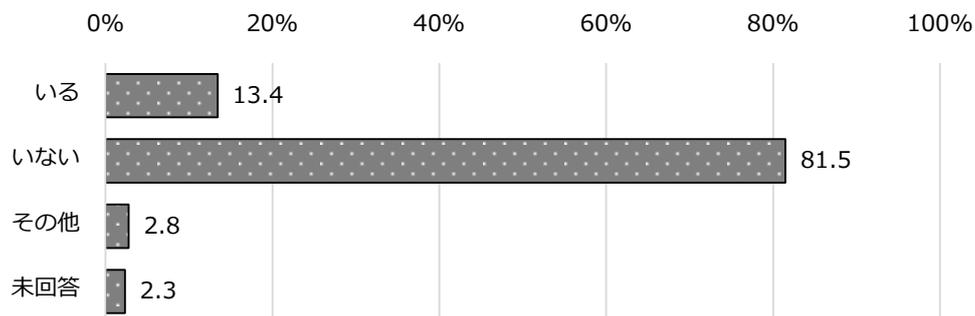
令和5年6月23日に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されるなど、性的マイノリティ当事者への理解を進めることが求められています。価値観の多様化や国際化が進む中で、一人ひとりの個性や能力を認め、互いに尊重し、いきいきと生活ができるようなまちづくりを推進していきます。

現状と課題

性的マイノリティ当事者は、周囲の理解不足や差別及び偏見にさらされたりと、社会生活を送るうえで不利益を受けたりするなど、生きづらさを感じる場面が多くあります。

LGBTQ⁴当事者は、市の調査によると、13.4%の割合で存在しているという結果でした。(図表18)性・年齢別でも、性別・年齢によらず幅広く存在しています。しかし、性の多様性への理解について聞いたところ、「理解が進んでいる」、「多少理解が進んでいる」と答えた方の割合は50.5%と半数を超えていますが、「あまり理解が進んでいない」、「理解が進んでいない」と答えた方の割合は44.0%もいるなど、約半数の人が多様な性への理解が及んでいないという結果でした。(図表19)このため、性的マイノリティ当事者は、周囲の言動などにより、家庭・職場・学校などの日常生活の場面で、様々な困難さを抱えることがあります。また、性的マイノリティへの理解不足が要因で、他人のSOGI⁵を暴露する「アウティング」を行うことにより、最悪の場合、命に関わることもあります。

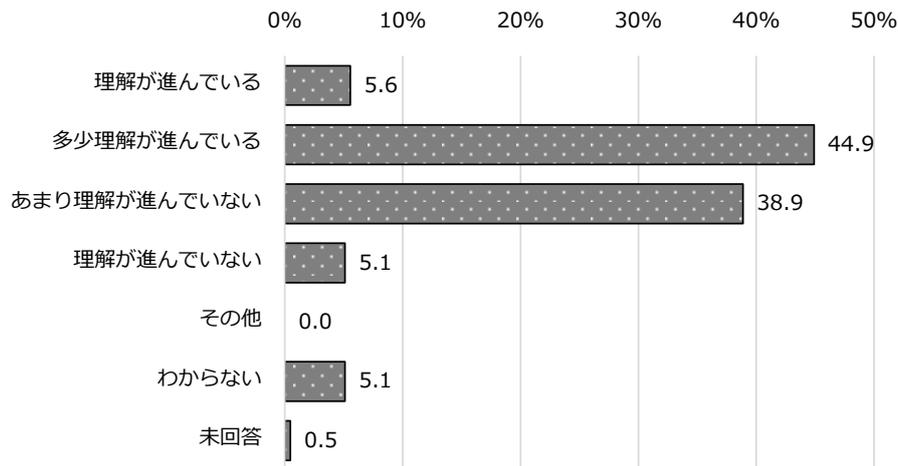
そのため、市内全体で性の多様性への理解を深め、誰もが暮らしやすいまちにしておく必要があります。理解促進のため、意識啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。また、「山形県パートナーシップ制度」を活用できるようにすることで、性的マイノリティ当事者の生きづらさを少しでも解消できるよう支援を行います。



図表18「周りにLGBTQ当事者がいるかについて」

⁴ L（女性の同性愛者：レズビアン）、G（男性の同性愛者：ゲイ）、B（両性愛者：バイセクシュアル）、T（身体の性と心の性が一致しない人：トランスジェンダー）、Q（身体の性と心の性が定まっていない人：クエスチョニング/クィア）の略称。

⁵ Sexual Orientation（性的指向）と、Gender Identity（性自認）の頭文字を取った、「人の属性を表す」略称のこと。それぞれの性的指向や自分の性を表す言葉であり、全ての人に関わるもの。



図表 19 「性の多様性への理解について」

基本方針（１） 性の多様性への理解の促進

- ・周囲の偏見等から起こる生活上の困難を解消するため、性の多様性についての理解を深めるための啓発活動を行います。

施策	内容	担当課
互いの性や多様な性に関する理解の促進	性の多様性に関するパネル展示やリーフレット配布による啓発を行います。	市政戦略課

基本方針（２） 性に関する相談体制の整備

- ・性に関する悩みを抱え込まず、身近なところで相談できる環境を整備するため、専門的な知見を持つ機関に繋いでいく体制を整備するとともに、専門的な知見を持つ機関の周知を行います。

施策	内容	担当課
性に関する相談体制の整備	性に関して悩んでいる方が身近なところで相談できるように、専門的な知見を持つ機関に繋ぐための体制の整備を図ります。	市政戦略課
専門的な知見を持つ機関の周知	性に関する専門的な知見を持つ機関の周知を行います。	市政戦略課

基本方針（３） パートナーシップ宣誓制度の活用

- ・「山形県パートナーシップ宣誓制度」を本市でも活用することにより、性的マイノリティ当事者の生きづらさの解消を行うとともに、市民の理解増進を図ります。

施策	内容	担当課
パートナーシップ宣誓制度の活用及び周知	「山形県パートナーシップ宣誓制度」を本市でも活用できるようにするとともに、制度の周知を図ります。	全庁

※パートナーシップ宣誓制度を活用するにあたり、利用できるサービス

- ・住民基本台帳の続柄を「同居人」ではなく、「縁故者」と記載
- ・公営住宅の入居申込
- ・犯罪被害者等への見舞金の支給

(委任状等の提出や代理人の本人確認書類を提示することで利用できる手続き)

- ・各種申請書の申請、交付
- ・高齢者福祉及び障害サービスの申請
- ・罹災証明書の交付等

第4章 計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の上位計画である、第8次上山市振興計画の検証機関であり、外部委員で構成する上山市振興計画推進会議で、目標の達成状況や事業実施状況の進捗管理を行います。

2 目指すべき方向性（目標値）

男女共同参画・多様性社会の実現を目指すため、国・県、市民及び事業者と連携・協働しながら取組を推進します。目指すべき方向性として、下記の目標値を設定します。

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和14年度)
審議会等に占める女性委員の割合	23.1%	30%
性に対する無意識な思い込みがないと思う人の割合	-	100%
「LGBTQ」の言葉・意味どちらも知っている人の割合	66.2%	100%

3 計画の推進体制と計画の周知

国・県など関係機関との連携を図るとともに、各課間で連携を図りながら全庁的に取組みます。また、市報等を通じて市民や事業者へ計画の周知を行い、男女共同参画・性の多様性に関する施策を総合的に推進します。

資料編

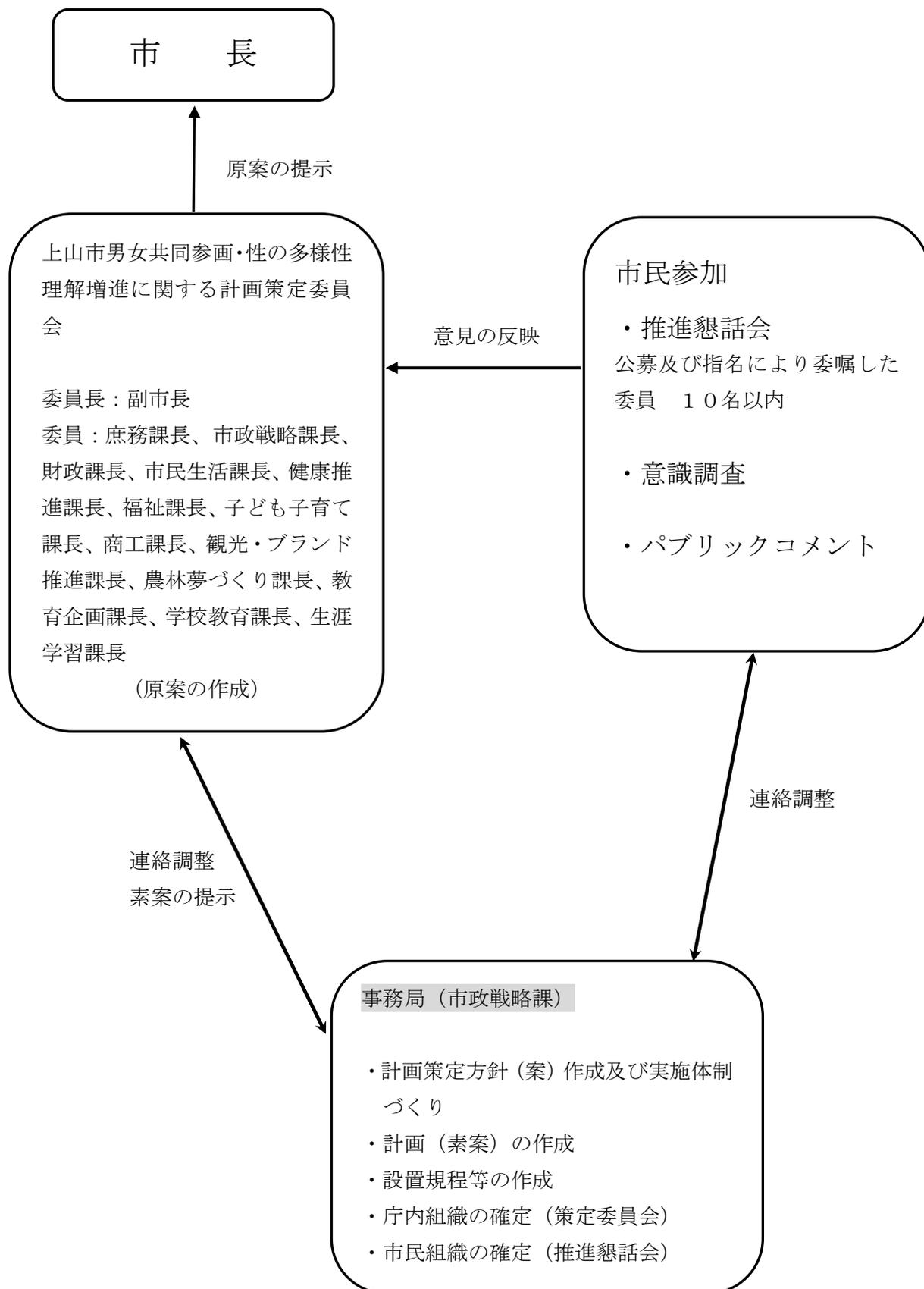
1 「上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査」概要

上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画及び性の多様性に関する意識や実態を把握するための調査を実施したため、その概要を示します。

(1) 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画意識調査

- ア 調査対象 : 市内に在住または在勤の男女
 - (ア) 市内居住者 - 18歳以上 80歳未満の市民
 - (イ) 市内在勤者 - 市内企業の従業員
- イ 標本数 : 標本数 500 人 (市内居住者 250 人、市内在勤者 250 人)
- ウ 抽出方法 : (ア) 市内居住者 - 層化無作為抽出
 - (イ) 市内在勤者 - 市内企業 21 社への依頼
- エ 調査方法 : 郵送及びウェブによる調査
- オ 調査期間 : 令和 6 年 7 月 24 日～令和 6 年 8 月 20 日
- カ 調査項目 : (ア) 男女平等について
 - (イ) 男女の社会参加について
 - (ウ) 家庭生活について
 - (エ) 職場環境について
 - (オ) 男女共同参画について
 - (カ) 配偶者に対する暴力等に関する意識について
 - (キ) 性の多様性について
- キ 有効回収数 : 216 件
- ク 有効回収率 : 43.2%

2 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定組織図



3 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会委員

役職	氏名	所属職名等
会長	菅野高志	上山市商工会 会長
副会長	長藤節子	上山市教育委員会 委員
委員	柿崎悦子	山形大学ダイバーシティ推進室 准教授
	木口康子	山形人権擁護委員協議会上山市部会 委員
	齋野太吾 (第3回懇話会まで)	公益社団法人上山青年会議所 理事長
	稲毛雄樹 (第4回懇話会から)	公益社団法人上山青年会議所 理事長
	鈴木明美	東和薬品株式会社山形工場品質保証部 品質保証課長
	高橋千鶴	上山市PTA 連合協議会 母親委員長
	山口聡子	上山市民生児童委員連合協議会 主任児童委員
	吉田和子	公募委員
	吉田敏恵	上山市農業委員会 委員

(会長、副会長以下は五十音順、敬称略)

4 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定委員

役 職	氏 名	所属職名
委員長	鈴木英夫	副市長
委 員	尾形俊幸	庶務課長
	富士英樹	市政戦略課長
	鈴木直美	財政課長
	佐藤毅	市民生活課長
	漆山徹	健康推進課長
	高橋睦美	福祉課長
	鈴木淳子	子ども子育て課長
	木村昌光	商工課長
	佐々木慶	観光・ブランド推進課長
	伊藤智彦	農林夢づくり課長
	高橋秀典	教育企画課長
	西田浩	学校教育課長
	舟越信弘	生涯学習課長
事務局	水田晃裕	市政戦略課 副主幹
	渡辺雄大	市政戦略課 主査
	荒井あすか	市政戦略課 主事

5 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画策定経過

実施日	会議名称等	内容
令和6年 5月31日	第1回策定委員会	【協議】 ・策定方針について ・策定スケジュールについて
6月26日	第2回策定委員会	【協議】 ・計画策定方針の変更について ・意識調査について ・第1回上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会について
7月22日	第1回懇話会	【協議】 ・計画策定方針・策定スケジュールについて ・意識調査について
7月24日 ～8月20日	意識調査	・調査対象者：市内居住者 250人 市内在勤者 250人 ・回答数：216件（43.2%）
10月9日	第3回策定委員会	【報告】 ・第2次上山市男女共同参画計画の振り返りについて ・意識調査結果について 【協議】 ・計画の骨子・基本目標（案）について ・第2回上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会について
10月23日	第2回懇話会	【報告】 ・第2次上山市男女共同参画計画の振り返りについて ・意識調査結果について 【協議】 ・計画の骨子・基本目標（案）について
12月3日	第4回策定委員会	【協議】 ・上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画（案）について ・第3回上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会について

12月13日	第3回懇話会	【協議】 ・ 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画（案）について
12月27日 ～1月10日	パブリックコメントの募集	・ 市ホームページにて、上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画（案）に対するパブリックコメントを募集
1月24日	第5回策定委員会	【協議】 ・ 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画（案）について ・ 第4回上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する懇話会について
1月29日	第4回懇話会	【協議】 ・ 上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画（案）について

6 用語解説（五十音順）

用語	解説
アウトティング	本人からの了解を得ずに、性的指向や性自認を第三者が公に暴露すること。
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれている。
イクボス	部下の育休取得や短時間勤務などがあっても、業務を滞りなく進めるために業務効率を上げ、仕事と私生活を両立できるように配慮し、自らも仕事とプライベートを充実させている管理職のこと。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略称で、インターネット上のコミュニティサイトのこと。
LGBTQ	L（女性の同性愛者：レズビアン）、G（男性の同性愛者：ゲイ）、B（両性愛者：バイセクシュアル）、T（身体の性と心の性が一致しない人：トランスジェンダー）、Q（身体の性と心の性が定まっていない人：クエスチョニング/クィア）の略称。
「えるぼし」認定	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主が、厚生労働大臣の認定を受けた証のこと。女性活躍推進事業主であることをPRすることや優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できる。
カミングアウト	自身の性的指向や性自認等のセクシャリティを周囲に打ち明けること。
ジェンダーアイデンティティ	自身のジェンダーをどのように認識しているかを表す概念のこと。生まれ持った身体的性別と一致する場合もあれば、「それ以外」として男性と女性の間、組み合わせ、どちらでもない、頻繁に入れ替わるなどの場合がある。
ジェンダーバイアス	「男らしさ」「女らしさ」など、男女の役割について固定的な思い込みや偏見を持つこと。「男の子は青」「女の子はピンク」というイメージを抱くことが典型的な例である。

GPS	Global Positioning System の略称。地球の上空の人工衛星（GPS 衛星）からの電波を地上のカーナビやスマホなどの受信機で受信して、その位置を割り出すもの。
SOGI	Sexual Orientation（性的指向）と、Gender Identity（性自認）の頭文字を取った、「人の属性を表す」略称のこと。それぞれの性的指向や自分の性を表す言葉であり、全ての人に関わるもの。
性自認	ジェンダーアイデンティティの日本語訳として広く用いられているもの。
性的指向	恋愛・性愛の対象がどの性別に向いているかを示すもの。異性愛、同性愛、男性愛、女性愛、両性愛、無性愛などがある。
ダイバーシティ	日本語で「多様性」という意味。「年齢」「人種・民族」「性別」「出身地」「宗教」「身体的特徴」などがさまざまに異なる属性をもった人々が組織や集団において共存している状態のこと。
テレワーク	情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用して、自宅や会社以外の場所で本拠地のオフィスから任せられた仕事を行う勤務形態のこと。
デート DV	主に 10～20 代の交際中のカップルで起こる暴力のこと。殴る・たたく・蹴る等の身体的な暴力のほかに、行動を監視・制限したり、交友関係を制限する精神的な暴力、経済的な暴力、性的な暴力などがある。
ドメスティックバイオレンス（DV）	一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわされる暴力」のこと。
ハラスメント	相手に不快感を与える「いじめや嫌がらせ」によって、被害者の就業環境を悪化させる行為全般のこと。パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、妊娠・出産に関するハラスメント（マタハラ）が職場における主なハラスメントである。
フレックスタイム制度	1 か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ決め、労働者が始業・終業時刻、労働時間を自由に決めることができる制度のこと。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。
ポジティブ・アクション	男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えること。

<p>「やまがた企業イクボス同盟」制度</p>	<p>職場で共に働く部下の仕事と家庭生活の両立を応援する「イクボス」として、相互に連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めていく県内企業経営者を募集し、活動する企業・団体の組織。</p>
<p>山形県パートナーシップ宣誓制度</p>	<p>性的マイノリティのカップルが、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するもの。法律婚とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないが、性的マイノリティカップルが抱える生活上の困難や不安が少しでも解消されるように運用されている。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス</p>	<p>男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態のこと。</p>

7 関係法令

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いこと

その他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百

四十一号) 第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするも(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営

もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）に

より構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警

察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除

く。以下この項において同じ。) その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。
- （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者

の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居し

ている子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経な

ければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活

に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面

	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する

第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）を有する関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者

第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
-----------------------------------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 （略）

4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関当該機関の職員又は職員であった者

二 法人当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 (略)

5 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多

様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 (略)

6 山形県男女共同参画推進条例

平成14年7月2日山形県条例第45号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第8条—第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条—第26条）

附則

私たちが目指す21世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によつてのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によつて役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢化の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均

等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保(積極的改善措置を含む。)、職業生活における活動と家庭生活における活動その他

の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者とは、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)及び配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における言動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを防げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議期の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、子育て推進部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

上山市男女共同参画・性の多様性 理解増進に関する計画

発 行 2025 年 4 月

編 集 上山市市政戦略課

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

TEL 023-672-1111 FAX 023-642-1112

URL <http://www.city.kaminoyama.yamagata.jp>
